

事務連絡
令和2年12月24日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。別紙1）
- ・ 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。別紙2）

において取扱いを定めたところである。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和2年5月25日付け事務連絡）等により、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等も参考にすよう通知したところである。

今般、直近の新規感染者数が過去最高の水準となっており、地域によってはすでに急速な感染拡大が見られている状況を踏まえ、厚生労働省において、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加する等の改訂が行われるとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等が取りまとめられた。これを受けて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（別紙3）が改訂され、令和2年12月24日付けで各建設業団体に通知されたところである。

貴職におかれては、引き続き当該ガイドラインを新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の参考とされたい。